

B P S に「新株予約権」を 含めるべき！

制度調査部
吉井 一洋

A S B J の会計基準案へのコメント

【要約】

A S B J（企業会計基準委員会）は、2005年9月22日に以下の公開草案を公表した。

企業会計基準公開草案第10号「1株あたり当期純利益に関する会計基準（案）」

企業会計基準適用指針公開草案第13号「1株あたり当期純利益に関する会計基準の適用指針（案）」

A S B J が8月に公表した新しい貸借対照表案では、「純資産」に「新株予約権」を含めている。にもかかわらず、今回の公開草案では、B P S（1株あたり純資産）の分子の「純資産」から「新株予約権」を除外している。このような改正がなされた場合、市場の混乱を招くと思われる。

本レポートでは、上記の公開草案に対して制度調査部からA S B J に送付したコメントの内容を紹介する。（公開草案の内容は2005.10.19 D I R 制度調査部情報「E P S の新会計基準案」参照）

1. 公開草案で提案された「1株あたり純資産」の取扱い

実務上の混乱を避けるため、貸借対照表に基づく「純資産」とB P S（1株あたり純資産）を計算する際の分子の「純資産」は、できるだけそろえるべきである。分子の純資産額から「新株予約権」を控除すべきではない。

「評価・換算差額等」を分子の「純資産」に含めるのは妥当である。

「少数株主持分」も、本来は分子の「純資産」に含めることが望ましいが、基準及び適用指針が開示企業（親会社）の株式1株あたりの数値の算出を目的としていることを考えれば、公開草案どおり分子の純資産から控除することもやむを得ないと思われる。

理由

(1) 新株予約権

新株予約権をB P Sの分子から除外した場合、実務上は大混乱が生じる

企業会計基準公開草案第6号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」では、貸借対照表の「純資産」に「新株予約権」を含めている^(注1)。にもかかわらず、企業会計基準適用指針公開草案第13号では、B P Sの算出においては、「新株予約権」を分子の純資産から控除することとしている。

(注1) D I R 制度調査部情報「改訂版 資本が変わる！ ROEが変わる！」（2005.8.19 吉井一洋）参照

企業会計基準公開草案第 6 号により、資本の定義が変わるだけでも市場関係者において相当の混乱が予想されるのに、さらに同公開草案による貸借対照表上の「純資産」と、B P S の分子の「純資産」が異なると、実務上大混乱が生じることが予想される。

B P S は主として投資家が用いる「投資指標」である。合理的に判断する能力を持った投資家でも、大量の銘柄に投資する場合、個別の銘柄についていちいち財務諸表を確認する時間的な余裕は無く、財務諸表を比較する代わりに R O E、E P S、B P S、P E R、P B R などの投資指標を用いている。これらは新聞のみならず、アナリストレポートや会社四季報など、投資家が活用する資料に頻繁に用いられている。これらの投資指標については、一般的に、以下の関係が成立すると理解されている。

$$\begin{aligned} \text{E P S} &= \text{B P S} \times \text{R O E} \\ \text{P E R} &= \text{株価} \div \text{E P S} \\ \text{P B R} &= \text{株価} \div \text{B P S} \end{aligned}$$

市場関係者の話を聞く限り、今後、R O E を算定する際には、分母に「新株予約権」を含めることになると思われる。仮に B P S において「新株予約権」を控除すると、投資指標のベースが揃わないことになり、市場の混乱を招くと考えられる。

実務上の混乱を避けるためには、異なる取扱いとする積極的な理由が無ければ、貸借対照表上の「純資産」と B P S の分子の「純資産」を揃えた方がよく、普通株式を対象とする「新株予約権」は、分子の純資産に含めるべきであると思われる。投資指標がかえって投資家の混乱を招いたのでは、本末転倒であると考えられる。

新株予約権を、B P S の分子から控除する積極的な理由はない

適用指針は、「普通株主」に帰属する B P S の算出を目的としている。公開草案第 13 号では、「新株予約権」を B P S の分子の「純資産」から控除する理由として、「普通株主に関連しない」ことを挙げている。しかし、「新株予約権」が開示企業（親会社）の普通株式を対象とする限りは、権利行使された際には、「新株予約権」の保有者は開示企業（親会社）の普通株主となるわけであり、普通株主と関連しないとは言えない。

「新株予約権」の対価が現金の場合、将来有利な価格で株式を取得する権利の対価として現金が払い込まれたわけである。これは、将来の権利行使の際に既存の普通株主から新しい普通株主（旧新株予約権者）に価値（持分）が移転することの対価として、新株予約権者から既存の普通株主に対して現金が支払われたと考えることができる。即ち、権利行使前の段階において既に、「新株予約権」の対価は普通株主に帰属していると考えられる。このように考えれば、「新株予約権」を分子の純資産に含めるべきと思われる。

「新株予約権」がストック・オプションの場合、対象者からの役務等の提供の対価として、将来有利な価格で株式を取得できる権利が付与されることになる。役務等の価値は、「新株予約権」の付与時の公正価値で測定される。既存の普通株主から見た場合、役務等の提供により享受する利益と、将来の権利行使により自分たちから新しい普通株主（付与対象者）に移転する価値（付与時点では

期待価値)を等価で交換したことになる。仮に、ストック・オプションの費用を計上する一方で、「新株予約権」を純資産に計上しなければ、役務等の提供と将来の持分の希薄化(の期待価値)を等価で交換したにもかかわらず、普通株主に帰属する純資産は減少することになる。そのように理解すれば、ストック・オプションについても、普通株主に帰属するものとして、「新株予約権」を分子の純資産に含めるべきではないかと思われる。

普通株式以外の株式の新株予約権は、普通株式に係る B P S ではなく、普通株式以外の株式に係る B P S の算出において分子に算入すべきである。

(2) 評価・換算差額等

「評価・換算差額等」も貸借対照表上「純資産」に含めることとされており、実務上の混乱を回避するという意味で、B P S の分子に「評価・換算差額等」を含める公開草案第 13 号の取扱いは妥当である。

(3) 少数株主持分

少数株主持分も貸借対照表上は「純資産」に含まれるため、本来は B P S の計算上もこれに合わせて、分子の「純資産」に含めることが望ましいと思われる。

しかし、現在の連結財務諸表原則が、経済的単一体説では無く、親会社説を採用していることを考えれば、現行基準・適用指針も基準案・適用指針案も、開示企業(親会社)の株主を念頭に置いていると考えられる。実際に、E P S を算出する際には、少数株主利益を除いた後の当期純利益を用いている。

したがって、開示企業(親会社)が B P S を算出する場合は、普通株主に帰属する B P S、普通株式以外に係る B P S いずれにおいても、分子の純資産からは少数株主持分を除外することもやむを得ないと思われる。子会社の株式を対象とする新株予約権も、同様である。

2. 公開草案で提案された「役員賞与」の取扱いの修正

分子の当期純利益や純資産から役員賞与支給額を控除する規定を、役員賞与の会計基準の変更により、削除することに賛成である。

理由

企業会計基準公開草案第 9 号「役員賞与に関する会計基準(案)」により、役員賞与を利益処分では無く、発生時に費用計上することとなった場合は、当然、分子の当期純利益から役員賞与を控除する必要はなくなる。「1株あたり純資産」(以下「B P S」という)の計算においても、同様である。

3.M S C B、C o C o sの取扱い

M S C B (Moving Strike Convertible Bond) を発行している会社の E P S (1 株当たり当期純利益) の算定方法について、例を設けて解説する必要がある。期中に転換価格が変更された場合の取扱いについても検討すべきである。

いわゆる C o C o s について、潜在株式調整後の E P S の算定の対象とすることを検討すべきである。

理由

(1) M S C B

M S C B (Moving Strike Convertible Bond) のような転換価格の修正条項がついているものの場合、価格が大きく下がれば、転換価格も低い価格 (時価の 10% ディスカウント程度) に修正され、発行する株式数も急増することが考えられる。このような商品が発行している会社の 1 株当たり当期純利益の算定方法について、例を設けて解説する必要がある。

現行の基準・適用指針では、実務対応報告第 9 号「1 株あたり当期純利益に関する実務上の取扱い」によれば、期中に転換価格が修正された場合でも、それを反映しない取扱いとなっている。この点についても検討する必要があるのではないかと思われる。

(2) C o C o s

予め定めた特定の期間に普通株式の価格が一定の価格 (転換価格とは異なる) を超えた場合に転換可能となる転換社債等 (いわゆる C o C o s) について、現行の基準・適用指針では、普通株式の価格が一定の価格を超えていない限り、潜在株式調整後の 1 株あたり当期純利益算定の対象外とされている。そのため、潜在株式調整後の 1 株あたり当期純利益の算出を回避する手段としてこのような商品が発行する例が見られた。

米国では、C o C o s について、潜在株式調整後の E P S の算定の対象とするようルールの変更が行われている。わが国でも同様の措置をとる必要が無いか検討するべきである。